

「情報公開制度」

情報公開制度とは、町民の皆さんに町の情報を公開する制度で、「東員町情報公開条例」に基づき、町民の皆さんの請求により公文書を公開しています。

この制度は、町政の情報を広く公開し、提供することにより、開かれた町政を推進し、町政に対する理解と信頼を深めていただくことを目指しています。

公開請求のできる方

町内に住所を有する方

町内に事務所または事業所を有する個人・法人・その他の団体

町内の事務所または事業所に勤務する方

町内の学校に在学する方

実施機関と利害関係を有する個人・法人・その他の団体（利害関係にかかわる情報）

この制度の実施機関

町長（町長部局）・議会・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者

この制度の対象となる文書

実施機関の職員が職務上作成し、または取得したもの

決裁・供覧等の手続きが終了したもの

実施機関が保管・保存しているもの

平成13年4月1日以後に作成または取得したもの